

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金 簡単ガイド

2020年5月8日

作成: 森田晃仁行政書士事務所 <https://ma-cosmos.com/>

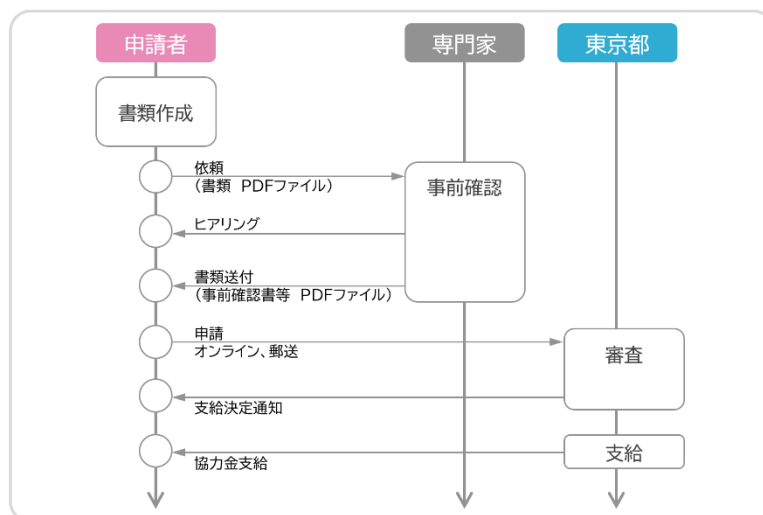
東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金

■概要	新型コロナウイルス感染等拡大防止を強化するため自主的に休業した中小企業、個人事業主の理美容事業者に、申請に応じて、給付金が支給されます。	
■支給額	15万円(2事業所以上の場合、30万円)	
■申請要件	(1)自主的に休業している (2)休業期間は令和2年4月30日～5月6日 (すでに東京都感染拡大防止協力金の申請済の事業者は、対象外となります)	
■申請方法	受付期間	令和2年5月7日(水)～6月15日(月)
	受付方法	インターネット、郵送

森田晃仁行政書士事務所

手続き

■手続きの流れを確認しましょう。



当事務所も専門家による事前確認に協力しています。
ご依頼は無料です。書類作成のご相談にも対応致します。

申請要件

			YES	NO
1	事業概要	事業所は東京都内にあります。	✓	
		中小企業または個人事業主です。	✓	
		大企業は実質的に経営に参画していません。	✓	
2	施設の運営状況	緊急事態措置を実施する前(令和2年4月29日以前)から運営しています。	✓	
		理容所、美容所に必要な許認可等を取得しています。	✓	
3	自主的休業	令和2年4月30日から5月6日までの全期間を休業しています。	✓	
4	暴力団との関係	申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。	✓	
		申請事業者の経営には、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が事実上参画していません。	✓	

すべてYESなら、申請できます！

専門家による事前確認では、この要件を、次の申請書類と照合しながら、正確に点検することができます。

申請書類

			✓
1	東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金申請書兼事前確認書(別紙1※)		
2	誓約書(別紙2※)		
3	令和2年4月29日(「基準日」)以前から営業していたことがわかる書類	(1)「基準日」以前から営業していたことを証明する書類 例: 令和元年の確定申告書の控え	
		(2)必要な営業許可等を全て取得していることを証明する書類(写し)	
		(3)本人確認書類(写し)	
4	休業等の状況がわかる書類(写し)	例: 休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール 等	
5	支払金口座振替依頼書(別紙3※)		

※印の帳票は、東京都のホームページから入手できます。

<https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/>

実際に書類を揃える際は、東京都のホームページの「申請受付要綱」の正確な情報を参照しましょう。

<https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/>

新型コロナウイルス感染症の混乱から社会が1日も早く復旧することを願っています。
